

相楽郡広域事務組合公平委員会設置条例

(昭和56年8月制定)

(設置)

第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)の完全な実施を確保し、その目的を達成するため同法第7条第3項の規定に基づき相楽郡広域事務組合公平委員会を設置する。

(委員)

第2条 公平委員会の委員は、非常勤とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年8月1日から適用する。